

京都市告示第 308号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成16年10月7日

京都市長 榎本頼兼

道路の種類                    市 道  
 供用開始の期日              告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
向島1号線	伏見区向島渡シ場町70番地地先から 宇治市槇島町清水89番地の3地先まで	旧	メートル 50.70	2.75 ~メートル 4.20
		新	50.70	3.44 ~ 6.00
山科勸修寺緯 46の2号線	山科区勸修寺閑林寺80番地の4地先から 同町77番地の1地先まで	旧	54.00	2.85 ~ 4.05
		新	59.60	3.37 ~ 6.60
桂経117号線	西京区桂西滝川町1番地の2地先から 同町5番地地先まで	旧	15.00	2.15 ~ 4.55
		新	15.00	3.38 ~ 5.44
醍醐経19号線	伏見区醍醐川久保町44番地の21地内	旧	7.80	3.20 ~ 4.00
		新	2.20	4.00 ~ 4.85

(建設局道路部道路明示課)